

議案第 29 号

公の施設の指定管理者の指定について

次の公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 8 年 2 月 18 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- 1 公の施設の名称 二の丸館
- 2 指 定 管 理 者 日出町 2 6 1 2 番地 1
一般社団法人ひじ町ツーリズム協会
理事長 安 部 徹 也
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 7 月 1 日から
令和 13 年 3 月 31 日まで

理 由

二の丸館の効率的な利活用と費用対効果の高い維持管理を行うため、指定管理者を指定したいので提出する。